

1325NAP 骨子案第2稿へのコメント  
各 WG からの意見

2013.11.17

外務省骨子案	WG1(GBV・性暴力、リプロ、人身売買)	WG2(国際協力)	WG3(東アジア+序文)	WG4(参加メカニズム)	WG5(PKO・警察・自衛隊)
<p><b>全体に関する意見</b></p>	<p>GBV・性暴力等の防止／からの保護はひとつながりの問題であり、「防止」「保護」と、かならずしも切り分けられないことに留意する。</p>	<p>・柱の4つめを「人道・復興支援」とする。          ・参加・参画は、2)防止、3)保護 4)人道・復興の全ての分野に関わることを明記。          ・国連事務総長報告（S/2010/498）で出された NAP に盛り込むべき要素の 4 番目の柱に「救済」が入っているが、骨子案に「救済」というフレームが無い。尊厳の回復ともに不可欠な視点ではないか。          ・平和・安全保障分野で実施されるあらゆるレベルの事柄において「ジェンダー主流化」という計画になっていない。          ・安保理議長声明で(S/PRST/2004/40)で、市民社会の貢献や、地域の女性のネットワークとの協働が奨励されているが、全体にわたって市民社会の関与について触れられていない。日本政府が市民社会と取り組むことを明記すべき。また、市民社会からも市民社会側の役割として担うことを提案すべき。          ・女性、女児だけでなく、LGBTの課題も盛り込めないか          ・女性の「特別なニーズ」を、「女性のニーズ」もしくは「男女別のニーズ」としてはどうか。          ・指標全般について、Input 指標が多く、Output また Outcome 指標が不足。          ・「プロジェクト数」「研修数」といった対女性配慮案件数が多いが、ジェンダー主流化(意思決定レベルへの女性の参画の度合い、ジェンダーポリシー等の策定)などの要素がみられない。全ての案件でジェンダーセンシティブであるべき、という目標から離れてしまわないような考え方を示せないか。(例:「3. 保護(3) 行動1」の指標「・・・ジェンダーや女性の保護関連の講義・訓練の受講者数」→「全ての案件にジェンダー関連の訓練が導入される」とするイメージ)。          ・(序文で言及されている)決議 2106 号に沿って少年の GBV 被害を視野に入れる(本文においても保護の箇所でも反映させる。)</p>	<p>・そうするのが適切な個所はすべて「女性および女児」にする          ・最後に「5. モニタリング・評価」を追加する          ・「参加・参画」を「エンパワーメントと参加」とする</p>	<p>・最後に「5. モニタリング・見直し」を加え、5つの柱とする。          ・「1.参加・参画」を「1.エンパワーメント・参加」とする。          ・計画には、「柱」、「目的」、「具体的活動」、「タイムフレーム」、「実施主体(主管官庁その他関連官庁・組織)」、「指標」を明記した一覧表(MATRIX)を添付すべき。          ・柱の意義をそれぞれ入れる。          ・指標(インジケーター)は、第3稿以降で詳細をつめていく。</p>	
<p><b>序文</b> 全体の構成について</p>		<p>現状分析(日本の女性と平和・安全保障の現状、日本の対外援助の中での 1325NAP に関連する支援)が必要。</p>	<p><b>新項目を追加</b>          「1325 号の採択」と「日本のこれまでの取り組み」の間に、「日本における女性・平和・安全保障の課題」または「日本が 1325 号決議実施に取り組む意味」として、          「日本はかつて武力で近隣諸国を植民地支配・侵略して多大な犠牲を出し、日本軍「慰安婦」制</p>	<p><b>新項目を追加</b>          「1325 号の採択」の前に以下を追加。          1. 基本的人権・ジェンダー平等への取組          (1)1945 年、「一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うため、基本的</p>	

			<p>度をはじめ、大規模な女性に対する暴力を行った。この歴史的事実への真摯な反省に立ち、武力によらない紛争解決と世界平和・女性の人権への貢献を行っていく必要があり、そのために市民社会、とりわけ女性団体と協力して行動計画を策定し実行していく」といった趣旨の文章を追加。</p>	<p>人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し(国連憲章前文)て、国際連合がスタートした。平和構築と人権尊重は、切り離すことのできない国際連合設立の源泉である。</p> <p>(2)以来、国連は、1975 年を国際女性年、1976 年から 1985 年までを国連女性の 10 年として、ジェンダー平等への取組を進めてきた。1979 年の女子差別撤廃条約は、その前文で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と述べ、1995 年の北京行動綱領は、「紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること」(戦略目標 E-1)を戦略目標に掲げた。</p> <p>(3)わが国においても、1946 年日本国憲法は、「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」「恒久の平和を念願して」(前文)公布された。憲法は、基本的人権の尊重を中心理念とし、とりわけ、第 14 条に「法の下での平等」、24 条に「個人の尊厳と両性の平等」を規定したことの意義は計り知れない。</p> <p>(4)また、1999 年には、男女共同参画社会基本法を制定して、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけた。これに伴い、すでに 3 次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」(第 3 次男女共同参画基本計画、第 2 部第 1 分野)を図っている。</p>	
<p>序文 1. 安保理決議第 1325 号の</p>	<p>(3)の④「紛争後の人道に基づく救済と復興支援」とする</p>	<p>・2122 号を追加 ・(3)課題を以下のように変更:②紛争下および紛争後の… ③人道と復興支援におけるジェンダーへの配慮</p>	<p>・1325 決議採択の背景、とりわけ何を目的にした決議かを追加。 ・決議 2122 号、CEDAW 一般勧告 19 号にも言及。</p>	<p>「国連安保理は、1995 年第 4 回世界女性会議(北京)以降国連内で展開されてきたジェンダー主流化政策を反映して、」とする</p>	

採択		・紛争・自然災害の被害、とりわけ女性の被害の状況を簡潔に、しかしある程度具体的に述べる文章を入れてはどうか。			
序文 2.日本のこれまでの取り組み	近隣諸国、特に東アジアとの友好を図ることに女性の活躍が不可欠との趣旨を入れる	・過去の戦争からの教訓(「慰安婦」問題)などを入れる ・(3)女性および女児の権利保護とする	・憲法9条の存在による平和への貢献を追加。 ・東アジア各国との平和的友好関係の構築に成功していない点を追加。 ・「人間の安全保障」「平和の構築」においてジェンダー視点の主流化および女性の意思決定への参加促進の取り組みは十分であったとはいえないことを追加。		
序文 3.行動計画に対する基本的考え方	・平和構築プロセスへの女性の貢献の重要性(または意義)を認め、推進することを明記する		(1)紛争とジェンダーの観点から捉え直し→「安全保障とジェンダー」に変更 ・日本国内におけるジェンダー格差の大きさ、とりわけ女性の意思決定への参加が遅れていることが1325決議の実施において問題であるという認識を示し、この観点から、男女共同参画基本計画との整合性についても言及する ・日本国内における女性のあらゆる意思決定レベルへの参加とジェンダー主流化政策・女性の人権拡大なくして対外的な貢献はできないことを明記すべき。 (2)日本の平和国家としての歩み:憲法9条について言及	(1)「女子差別撤廃条約など人権諸条約や」 (2)また、…反映するものであると同時に、日本国憲法に基づく、基本的人権の尊重と国際協調主義に基づくもの。 (3)女性の権利の保護は、国内府省庁(注:「多くの」を削除)が関係するのは…国連機関、地方自治体及びNGOとの協力があって初めて達成可能。国内外のNGO、有識者…UNWomenなどの国連機関との対話など、…その意見を反映。 (4)計画の実施を測定するため、…指標を可能な限り導入し、適切な財源確保を行う。計画策定後、これらの参考指標も踏まえ実施状況のモニタリングを毎年行い、3年後を目途に計画の見直しを行う。	
序文 4.行動計画の目標と構成	(2)「紛争と自然災害」 ・「紛争と自然災害を含む複合(的)危機」に変更 ・「災害対処の現場」→「人道支援の現場」に変更 ・日本が先進的な取り組みをしているとはいえないので、「日本は災害対処における女性及び女児への配慮について～提供することを意図するもの。」の一文を削除 ・②取組を強化しているところではあるが、男女共同参画が根付いているとは言い難く、市民社会からは更なる取り組みの強化が求められている。 ・③国際協力における防災のジェンダー主流化		<b>全体の構成に関する意見</b> 目標の記述になっていない。また、自然災害だけを別記するのはおかしい。以下のように、4つの柱ごとに目標を明記すべき。 ①参加・エンパワーメント ・女性の意思決定への参加を妨げる要因をとりぞき、平等な参加を実現する ・女性による平和創造活動を認識し支援する ②予防・防止 ・緊張緩和・平和構築 ・GBVなど防ぐ ③保護 ④人道・復興支援	(1)①「 <u>安保理の要請をジェンダーの視点から人的…目標とする。</u> 」 ②「 <u>人間の安全保障</u> 」が果たしうる役割の大きさに着目。…人間中心の安全保障概念であり、ジェンダー主流化の要素を含むものである。」 (2)①本行動計画は、… <u>人道支援の現場</u> は、女性が脆弱な立場に置かれ、 <u>人権侵害の対象になりやすい</u> という意で、…意図するもの。 <u>紛争と自然災害</u> を含む複合的危機において、発生する <u>難民・国内避難民の女性および女児</u> に対するジェンダー視点からの取組を強化していく。 (3)構成は「 <u>モニタリング・見直し</u> 」を含む	「 <u>紛争に関するあらゆる段階での女性の参画を求める</u> 」⇒「 <u>国際的な安全保障と平和の定着に関するあらゆる段階での女性の参画を平等かつ確実にする</u> 」

				5本柱とする。 ②また、… <u>対外的及び国内的取組の双方を含む。</u>	
1. 参加・ 参画	<p><b>(防止)</b> ・「紛争下ではより強く発現する女性への暴力に対し、紛争下では暴力の発生を抑える措置をとり、平時からも制度(司法その他)の見直し、啓発活動を実施・支援する」 ・行動①:意図せずに負の影響を与える可能性もあることも踏まえ、紛争影響地域でのプロジェクトすべてをレビューし、成果の認められるプロジェクト数も指標に加える。 ・行動③:成果があったかなかったかについての年次レポートをまとめる</p> <p><b>(保護)</b> 現場レベルのみでなく、意思決定、保護策策定レベルに女性を配置すること</p> <p><b>(復旧・復興)</b> 選挙支援プロジェクトの件数より、内容が重要。女性の投票に配</p>	<p><b>(防止)</b> 「…中でも紛争予防・再発防止の分野において、<u>早期警戒・早期対応に重点をおき、ジェンダーに関する情報収集を徹底し、これを適切に事業形成、実施及び評価に反映させる。また紛争予防・再発防止における女性が果たしうる独自の役割と貢献を認め、これを支援する。</u>」 行動① 現状のPNAは必ずしもジェンダーについて明確には言及していない。単にPNAを行った事業数はジェンダー指標にはならない。PNAの代わりに、「<u>ジェンダー平等マーカー</u>」を採用しては。 行動②「…ジェンダーに平等な法律や制度の構築および運用を支援し、<u>司法へのアクセスがジェンダーの視点から改善され、…</u>」とする。指標に、ジェンダー平等な法律や制度の構築支援の案件数を入れる。 行動③ 「PBCの教訓作業部会議長として、<u>ジェンダーに基づく暴力をテーマの一つとして取り上げ</u>」、 「…主要ドナー国として、<u>女性のエンパワメントに資する関連プロジェクトへの同基金の拠出目標15%を達成するため…</u>」 《<u>指標</u>》平和構築基金における女性のエンパワメントに資する関連プロジェクトへの拠出割合。</p> <p><b>(保護)</b> 国連PKO、<u>国連専門機関などの国際機関および国際NGOの人道・復興支援などにおけるジェンダーに基づく暴力からの保護を強化</u> * &lt;以下、挿入&gt;性別を問わず、すべての派遣要員が、男女共同参画の視点を持って支援を行えるよう、研修を充実する 引き続き、現場での女性のPKO要員(部隊派遣・司令部要員・文民職員)の派遣を推進していく。 *(追加)紛争後および平和構築期におけるジェンダーに基づく暴力被害者保護支援を強化する。また、<u>国際支援者からのジェンダーに基づく暴力被害者に対する加害者所属組織からの支援の組織化を推進する。</u> 現場の活動のみならず「計画」「司令部」に女性の割合を増やすことが大切。2020年までに30%という</p>	<p><b>(全体に関する意見)</b> ・タイトルを「エンパワメントと参加」とする ・防止／保護／復旧復興という分けかたをしない。すべてに共通して参加に関することを書きこむ。 ・紛争予防・平和構築に貢献する草の根の女性たちの活動を評価し、意思決定への参加を保障することを、国内政策とODAの双方において目標とすること。 行動(国内): ・ジェンダー視点から緊張緩和・平和構築に貢献する取り組みについて、<u>グッド・プラクティス事例集を作成</u> ・政策決定への参加促進を目的として専門家・団体のリストを作成する。 ・安全保障・外交政策決定に関わる女性の参画を妨げている要因、参画を促進するための調査・分析を行う。 ・安全保障・外交に関する情報公開を促進し意思決定プロセスへの市民参加を保障するとともに、特に影響を受ける集団・女性との協議を行う。 ・マイノリティ女性の参加促進。 行動(海外) ・紛争予防・平和構築に役割を果たしている草の根の女性団体の活動について情報を収集し支援すること</p>	<p><b>(全体に関する意見)</b> 「(1)防止」に入る前に、「エンパワメント・参加の意義」として、以下を加える。 安保理決議1325号の最重要課題は、ジェンダー主流化において強調される女性の参加の実現を保障することである。 (1)その前提には、女性差別撤廃委員会一般勧告30(2013年)で表明された女性の人権保障の実現と、安保理決議2122号の女性のエンパワメントが重要である。とくに決議1項に掲げられた“あらゆる意思決定レベル”への女性の参加に留意すべきである。 (2)わが国では、男女共同参画基本法に基づく第3次男女共同参画基本計画(2010年)において、指導的地位につく女性の割りあいを2020年までに30%にすることを挙げている。 (3)わが国の歴史、国際人権、ジェンダー平等への流れを学ぶ教育機会を確保することによって、女性のエンパワメントに資することが肝要である。これには、財政的裏づけが不可欠である。</p> <p><b>(防止)</b> 行動①「平和構築」を重点課題…<u>基づき、ジェンダー視点を踏まえて、紛争を予防し…</u></p> <p><b>(保護)</b> 行動①国連PKO等のミッションへの要員派遣に当たっては、…<u>女性要員(特に文民職員)を派遣する。</u></p> <p><b>(復旧・復興)</b> 行動①《<u>指標</u>》国連PKO等…<u>女性要員派遣数。ジェンダー関連ポストでの女性の数・割合。</u> 行動②《<u>指標</u>》国連機関等に就職した日本人女性数・割合。幹部・<u>管理職を務める女性の数・割合。</u></p>	<p><b>(全体に関する意見)</b> いきなり「防止」から始まるのではなく、「参加・参画の総論」という節を新たに作る必要があるのではないか。 導入部分の案:国際的な安全保障と紛争予防、再発防止のために国際的な安全保障、平和構築、開発・復興支援すべてのレベルにおいて、女性の平等かつ十全な参画を確実にし、ジェンダー主流化を促進する。特に政策決定レベルの人事において、女性の配置を促進する。</p> <p><b>(防止)</b> 「紛争予防・再発防止を徹底することができればそもそも紛争下への女性の暴力といった問題は発生しない…」とあるが、そうではなく、当該地域にもともと存在するジェンダー不平等やジェンダーに基づく暴力が紛争下においては拡大される。その最たるものが紛争下のレイプのような性暴力(とても効果的な戦争の手段として使われている。)である。また、推進すべきはジェンダー視点というより、ジェンダー主流化(すべてのレベルと活動においてジェンダーの平等を<u>実践すること</u>)。ジェンダー視点は、ジェンダー分析と言い直すことができるだろう。どの活動分野においても効果的な支援を行うためには必要不可欠。ジェンダー分析によって得られた情報を数値化し1325号の要請、参画を確実にするための数値目標などが出せるだろう。</p> <p>訂正案:「紛争予防・再発防止の取り組みを強化し、右取り組みにおいて女性の参画を促進し、ジェンダー主流化を進める」 説明文の代替案: ⇒紛争予防・再発防止の取り組みを徹底するためには暴力を容認しない社会の土壌づくりが不可欠である。特に、紛争下における女性・女児に対する性暴力は、当該地域に元々存在するジェンダー不平等に大きく起因する(<b>*ちなみにジェンダー不平等は、性差別だけでなく、男女間の権力の差、それに基づく社会構造・制度も含まれることを留意する</b>)。ゆえに予防、再発防止のため当該地域のジェ</p>

	<p>慮したかどうか、女性候補者の能力向上の支援をしたかどうか等のクライテリアを設け、それらを満たした支援の件数とする。</p>	<p>目標を掲げ、どう達成するかを行動計画に盛り込むべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動①指標:国連 PKO 等へのミッションにおける、ジェンダー専門家の数、性暴力被害者支援・子ども支援についての専門性のある人の数、女性の医療職の数</li> <li>・行動②指標:国際機関等に就職した日本人女性数→女性の幹部職員数、(男女問わず)ジェンダー関連ポスト(ジェンダー専門家など)の就業者数</li> </ul> <p>(復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興→人道・復興支援とする</li> <li>・行動①指標を全体的に見直す。日本が行った民主化支援件数は、支援の中身のジェンダー視点の有無を精査する必要がある。例えば、選挙監視人数は、かならずしもジェンダー主流化に貢献しない。ジェンダー関連ポストへの就業者数など特定する必要がある。</li> <li>・行動②強調するばかりではなく、指標として、会議体(例、中央防災会議、地方防災会議)における女性の数を提示し、目標として2020年までに30%との目標を示す。</li> <li>・指標に追加:紛争国支援会合や、日本の平和安全保障関係の国際交渉の場における日本政府代表団の男女構成比。</li> </ul> <p>行動③経験と知見の共有を進めるためには、国の男女共同参画の取り組みに関する統計が必要(例)女性に対する暴力発生件数</p>		<p>ンダー分析を行い、当該地域の国・行政レベルから草の根レベルにわたり男女双方に働きかけジェンダー主流化を支援していく努力が紛争予防、保護の土壌作りには必要不可欠である。</p> <p>また、実際の保護、防止を取り締まる軍や警察等の治安部門へのジェンダー教育を徹底すること、女性を治安部門へ参画促進させること、さらに、各部門の上級役員・幹部レベルに女性を配置することによって、ジェンダー視点のあるバランスのとれた保護、紛争予防を行える可能性が高いと考える。また、和平プロセスや国会などの政治参画の意思決定での女性の参画を人数と質ともに確実にし、女性のニーズを反映させバランスのとれた政策の支援を行う。ジェンダーに不平等な法律の改定の支援や、保護に関する法の強化などを支援する。また、平和構築・復興・開発支援においてもジェンダー主流化を含む。</p> <p>【行動①】のところ</p> <p>「(略)・・・紛争影響地域での ODA 事業実施に当たっては、「平和構築アセスメント…(中略)・・・紛争予防及び促進に必要な配慮(ジェンダー視点を含む)を案件の計画策定から評価までの事業運営管理に組み込む。」</p> <p>訂正の代替案⇒以上の文章に、①「平和構築・紛争予防における女性の参画を促進する事業および、ジェンダー主流化を促進する案件の計画、実施を行う。また、1325 号を実施するための予算を確実にする。」を付け足す。また②「事業の策定、実施においては PNA および、1325 号を確実に実施するための国際機関や関連組織等が定めた国際的な枠組みや基準を採用する」を付け足す。</p> <p>①の理由)PNA ではジェンダーは、あまり重要視されてない。JICA 案件で 1325 号に基づいた事業はこれまで意識して行ってなかったと思われる、今後のことですから、はっきりと行動計画に明記すべき。</p> <p>具体的にはこれまでのノウハウとあまりかい離せず、いくらでもできる。例えば、紛争影響かの女性の職業訓練と所得向上を行うことで地域の意思決定や家庭内の意思決定で権利を拡大させるための、プロジェクト。女性の国会議員の教育事業、</p>
--	--	--	--	--

				<p>ドメスティック・バイオレンス防止法がないところには、法整備支援を入れる、男性がアル中が多く暴力を振る人が多いなら男性向けの事業を行う、同時に女性のエンパワメント事業を行うなど。行政の能力強化事業にもからめられる。DV 被害者のシェルターを作る、学校を作る等。いくらでも。</p> <p>②の理由)実際の現場では国際社会の中でドナー間の協調・協力が重要であり、これは現在、さらにもっと重視されてきている状況です。ですから、あくまでも日本側の枠組み・基準である PNA だけ限定してしまうと、現場においての国際的な協調を図っていく上でどう協調していくのか、いろいろと制限が出てくる可能性がある。実際には他機関との協調や対象国のプライオリティー等、日本の PNA の結果のみでは判断できないことが多いと考えられるため。</p> <p>【指標】JICA が展開した事業の女性の参画や生活レベルの向上の数値化 【指標】ODA 予算の中のジェンダー主流化の数値</p> <p>【行動②】のところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PKO ミッションへの日本の警察の派遣を行う(カンボジアのミッション以来派遣されてない)。</li> </ul> <p>理由)東ティモールやリベリアでのコミュニティーパトロールポリスのように、PKO から派遣されてきた海外の警察官によるメンター制度などの地元の警察の教育などは需要が高い。紛争を経験した国は軍を拡大するよりも警察の充実が現実では行われており、警察支援にはさらに需要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その際も女性警察官も同時に登用する。(ちなみに国連からの加盟国への要請は女性警察官の数を 2014 年までに 20 パーセントの目標。日本は派遣ゼロである)</li> <li>・女性自衛官(部隊派遣・個人派遣の両方)の PKO 派遣の促進。</li> <li>・国内においては、PKO に派遣されている自衛官、また、派遣される可能性のある警察官、海上保安官などにおける女性の割合をふやし、ジェンダー研修を必須とする。必ず派遣されなくても受講できるシステムを作る。幹部は必須にする。</li> </ul> <p>・警察庁では 2013 年 5 月、『警察における女性の視点を反映した対策の推進に関する報告書』を出</p>
--	--	--	--	--

					<p>している。本報告書では、女性警察官を単に女性に対する暴力担当として割り当てるだけでなく、「刻々と変化する治安情勢に敏感に反応するという観点から、女性の視点をはじめとするさまざまな視点を警察業務に反映することの重要性」を述べている。で継続的に働きやすい職場にしようという姿勢がある。現在 6.8%にとどまっている全警察官の女性割を増やすことが必要である。</p> <p>指標 全警察官における階級別女性割合と PKO 派遣の実績数値          指標 自衛官における階級別女性割合と PKO 派遣の実績数値          指標 海上保安官における階級別女性割合(今後の派遣予定も考慮する)</p>
2. 防止	<p>(全体に関する意見)</p> <p>・紛争や自然災害が大規模な国際／国内移動を引き起こし、女性、とりわけ若い女性に対する性暴力や搾取、人身売買のリスクを高めることを視野に入れる</p> <p>・戦闘員およびPKOのみでなくその他の加害者によるさまざまな形の暴力も紛争下で先鋭化されることから、レイプのみならず、家庭内暴力、強制的な性的搾取、児童結婚、人身取引などを視野に入れる</p>	<p>(1)PKO 等の要員への教育・訓練</p> <p>「PKO 等の国際平和協力関係要員」とする</p> <p>・「日本は、国際平和協力隊員として国連 PKO 等へ派遣されるすべての要員および後方支援要員、関連部局に対して、ジェンダーに基づく暴力、性的搾取・虐待(SEA)防止、DoNoHarm などに関する訓練を徹底する。」</p> <p>行動①</p> <p>「国際平和協力隊員として国連等へ派遣されるすべての要員および後方支援要員、関連部局に対して、ジェンダーに基づく暴力および性的搾取・虐待防止、被害者保護に関する訓練を行い、今後も～」とする</p> <p>・講師に、国内のシェルター運営者を招き、女性に対する暴力の対応策につき学ぶ</p> <p>指標</p> <p>・派遣前教育におけるジェンダーに基づく暴力および性的搾取・虐待防止、被害者保護に関する教育の受講者数。</p> <p>・研修数に加えて、PKO 要員の起こした性的暴力に関連する事件の数もモニタリングが必要。</p> <p>・受講者の階級、受講時間数を加える</p> <p>行動②指標:防衛省・自衛隊の学校教育機関等において実施するジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止、被害者保護に関する教育の受講者数。</p> <p>行動③「～今後も積極的に行う中で、ジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止に関する～」とする</p> <p><b>新項目を追加</b></p>	<p><b>新項目追加</b></p> <p>●「東アジアの緊張緩和・武力紛争の防止・友好的な関係の構築」という項目を追加する</p> <p>・東アジアの緊張緩和・相互理解に向けた民間の取り組みを支援し、女性の参加を促進すること。</p> <p>・女性の人権に関する東アジア共通の課題解決に向けた取り組みを支援すること。</p> <p>・平和教育、歴史教育、人権教育、ジェンダー教育を促進すること</p> <p>・東アジアの平和をおびやかす公人の言動への警告・再発防止</p> <p><b>新項目追加</b></p> <p>●「駐留米軍による女性に対する暴力防止」の項目を追加する</p> <p>・防止策について、専門性をもつ女性団体や、影響をうけるコミュニティの女性団体と協議を行うこと。</p> <p>・加害者の不処罰を終わらせることを目標として明記し、共同参画基本計画とも整合性を保って、関連法規の見直しをすすめること。</p> <p>被害者への補償が適正になされるよう、過去の事例を検討し、被害者への法的・技術的支援を提供するなど、手続きの見直しを行うこと。</p> <p>●「自衛隊の暴力防止」の項目を追加</p> <p>・自衛隊におけるセクシュアルハラスメントを含む人権侵害について、被害者が安全に相談でき</p>	<p>(1)PKO 等の要員への教育・訓練</p> <p>行動①&lt;&lt;指標&gt;&gt;派遣前における…受講者数・割合、受講時間数および予算額。</p> <p>行動②国連 PKO 要員等の人材育成…を参考に、ジェンダーや性暴力などにかかる教育を実施しており、今後更なる教材・訓練コースの開発に取り組んでいく。</p> <p>&lt;&lt;指標&gt;&gt;防衛省…教育の受講者数・割合、受講時間数および予算額。</p> <p>行動③アフリカやアジア諸国の…ジェンダー・セミナーの開催(男性対象のものを含む)などジェンダーの視点を一層強化した訓練プログラム支援を実施する。また、これらプログラム支援にあたっては、これら受入れ国の現地のグループリーダーや女性との対話や協力を重視し、派遣国との協力関係を構築する。</p>	<p>(1)PKO 等の要員への教育・訓練</p> <p>・「紛争下や紛争後における女性への暴力などの人権侵害は、まず何よりもその発生を防止することが重要」⇒この文章は要らないと思う。なぜなら参画のところでは言及していることにかかってくるから。防止や保護においては、当該国の加害者に直接かかわる部分と PKO 要員が当該国の女性や女兒(男児もある)に対して加害者となることの二つのアプローチが必要。</p> <p>・性的搾取・虐待の研修をジェンダー研修の主にするのはあまり効果的ではない。1325 号の求めるジェンダー視点の全体像を示す必要があるためジェンダー研修はある程度の時間を確保すべき。派遣される自衛隊の活動の根拠となるジェンダー視点、ジェンダー分析能力、情報を付与できるようなより具体的訓練が必要。</p> <p>・また、訓練の強化だけでなく、調査研究に関する支援を行う。を追加してはどうか。</p> <p>【行動②】PKO の派遣前研修だけでのジェンダー研修だけでは不十分。30 分から 1 時間、あるいは性的搾取と虐待に関して 3-4 時間あったとしても、あまり意味がない。なぜなら現在の日本の自衛隊は部隊派遣が主であり、自衛官が現地で人身取引にかかわったり、便益と引き換えに現地女性や子どもを性的搾取をしたりするとは考えられにくい。(実際に今のところゼロであるが、違反を起こしているのは南アジア、途上国出身の軍人が多い)</p>

	<p>PKO 等の国際平和協力関係要員に関する事件報告および国連に準ずる処罰の体制・ガイドライン構築</p> <p>国際平和協力において、日本政府から派遣される、部隊派遣(PKO・非 PKO)、個人派遣(司令部要員、文民警察要員、文民職員)、における事件発生時の報告体制の構築と処罰の手法策定。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーに基づく暴力および性的搾取・虐待防止・対策ガイドラインの策定。</li> <li>・アフリカ PKO センターへの資金拠出額→「ジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止に関する研修や研究に関する支出額の割合」</li> </ul> <p><b>(2) 防災対策とジェンダーの視点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災の主流化」⇒「社会経済の広いセクターを視野に入れた災害リスクの削減と、災害リスク削減へのジェンダー主流化」</li> <li>・「それを乗り越えてきた歴史を有しており」を削除</li> </ul> <p>行動①コミュニティの防災組織における女性リーダーの割合</p> <p>行動②各国に決議案の実施状況について毎年、国連に対し報告するよう求める。</p> <p>行動③「平成 27 年までに、女性委員のいない都道府県防災会議の数をゼロにする」→「なるべく早期に、都道府県防災会議における女性委員の割合を 30% 以上とする。」</p>	<p>るよう独立した外部機関を設け、専門員を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査および防止策の検討を外部の専門家を入れておこなうこと。</li> <li>・人権教育・ジェンダー教育の実施。</li> </ul> <p>●「マイノリティ女性に対する暴力防止」の項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣諸国との緊張が国内の民族マイノリティへの人権侵害を引き起こしており、これがジェンダー暴力とも関連しているとの認識に立って、マイノリティ集団への人権侵害防止、マイノリティ女性の保護策について検討を行うこと。</li> <li>・この観点からの人権教育・平和教育の促進。</li> </ul> <p><b>(1) PKO 等の要員への教育・訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育プログラムを、ジェンダー専門家を入れて策定する</li> </ul>	<p>ゆえに、どちらかという、全体像の中の大事な課題として意識づけることは必要だが、それよりも、具体的に PKO における日本隊の活動を行う上で役に立つ研修をするべき。現地での情報収集の在り方、また、大使館や、国連との情報の共有の仕方なども含めてジェンダー分析ができる研修を念頭におくのは効果的。具体的には Quick Impact 事業でジェンダー視点での橋や道路の整備の仕方など。</p> <p>また、普段からの幹部養成学校のカリキュラムに必修科目としてジェンダーと国際平和などの科目を入れる。</p> <p>理由：幹部上司あるいは未来の幹部がジェンダーに理解がなければ全体としての自衛隊の意識や指揮系統事態に影響がある。女性自衛官の個人派遣の登用も難しい。ジェンダー研修は付け焼刃でなく、長期的に考えるべき。</p> <p>自衛隊内部において、女性自衛官が幹部への登用において弊害のある慣習などがあれば見直しが必要。防衛駐在官になれないなど。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標については、ジェンダー研修は「受講者数」だけでなく、「受講者の理解度」(理解度テスト導入で計測可能)や、「受講者の男女比」、「受講者の階級別人数」などもあったほうが、より精度の高いモニタリングが可能になると思われる。</li> <li>・研修の実施時間、大学の講師などのジェンダー専門家だけでなく、国内での女性団体との協力のもとにロールプレイなどを入れた実践型の研修も行ったらどうか。例えば性暴力被害者支援団体の方に講師に来てもらうなど。</li> <li>・さらに、各部隊にジェンダー・アドバイザーとジェンダー・フィールド・アドバイザーという役職を配置する。1325 号にのっとった活動ができていのかどうか取りまとめ、提言を行う役割。これは自衛官が研修・訓練を受けて職務として行う。</li> </ul> <p><b>【行動③】の部分について提案</b></p> <p><b>【指標】アフリカの PKO 訓練センターへのジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止に関する研修や研究に関する資金拠出額。</b></p>
--	--	--	--

					<p>⇒理由:文言を入れることで、より資金拠出の対象が明確になり、評価がしやすくなるため。また、「研修」の企画・実施・評価のみならず、その土台となる「研究」を支援することで、研修の質の向上が期待される。これはケニアの PKO 研修センターにおいても、現地関係者の間で共有されている認識である。</p> <p>また、アジア・アフリカの PKO 研修センターとの人材交流(研究者や職員としての出向ふくむ)を進めることも重要。1 週間単位の講師派遣では交流にも限度があり、効果が限定的なのがケニアにおける PKO 研修センター支援事業でも指摘されている(政治的な効果は認められるが)。数か月単位の出向、などが実質的で有意義ではないかとの提案が、実際に現地に講師として派遣された自衛隊幹部(1 佐・2 佐クラス)からも出ている。趣向という形式が財政上難しければ、UNV や JPO を UNDP (PKO 研修センター支援事業のプロマネの役割をしています)に優先的に送り込む措置を取っても可。</p>
3.保護	<p>(1)女性及び女児の保護及び特別なニーズへの対応</p> <p>・GBV、性的暴力被害者を保護するシステム(経済的、心理的、身体的面での)の整備</p> <p>・心と身体のケアと回復、自立に向けての支援</p> <p>(2)不処罰の終焉</p> <p>紛争下での暴力は紛争前のジェンダー関係の延長にあること、平時で訴追がなされていない場合</p>	<p>(1)女性及び女児の保護及び特別なニーズへの対応</p> <p>ジェンダーに基づく暴力など人権侵害を受けた～</p> <p>・女性の暴力→ジェンダーに基づく暴力</p> <p>・被害を受けた女性及び女児の尊厳を回復し、</p> <p>* 災害・紛争時における LGBT の課題、HIV/AIDS、結核、マラリアの課題も盛り込みたい?</p> <p>行動①指標に追加:</p> <p>・及び拠出金額</p> <p>・各地の防災計画における女性に対する暴力の予防及び被害者の保護に関する項目の有無</p> <p>行動②主に医療チームの派遣に際してはセクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から女性や妊婦用の診察場所の確保などの配慮を行う。</p> <p>* HIV/AIDS、結核、マラリアの課題も盛り込みたい</p> <p>《指標》</p> <p>・ジェンダーおよびセクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する研修・講義(下線部を追加)</p> <p>・国際緊急救助隊派遣要員における妊産婦ケアの専門家の数(項目追加)</p> <p>・研修の受講者数のみならず(上述のように、全ての人員が受講すべき)、実際ジェンダー関連ポストに就</p>	<p>(1)女性及び女児の保護及び特別なニーズへの対応</p> <p>難民女性の保護を入れる</p>	<p>(1)女性及び女児の保護及び特別なニーズへの対応</p> <p>行動①紛争や災害後の…紛争後の移行期にある国地域において、とくに難民や国内避難民の女性や女児の特別な状況やニーズに留意し、女性に対する暴力への対応支援(たとえば性暴力被害者のための医学的・心理的・法的フォローアップ)を行う。</p> <p>(2)不処罰の終焉</p> <p>昨今、紛争下におけるジェンダーに基づく暴力は…助長。</p> <p>行動②《指標》関連国際機関、基金等への派遣職員の人数、資金拠出額。</p> <p>行動③女性や社会的弱者…、加害者処罰のための法整備や法曹警察関係者への意識啓発キャンペーンなど、女性に対する暴力防止・対策(刑事司法・警察支援等)を行う。</p>	

	<p>に紛争下で効果的な防止策はとれないことから、国内・国外で紛争下であるかどうかを問わず、GBVや性的暴力の届け出、訴追の制度整備をすすめていくこと。</p> <p>・司法関連の指標案は内容がわからず不相当。</p> <p><b>(3)人材育成</b></p> <p>・WHO ガイドライン ( Ethical and safety recommendations for researching, documenting and monitoring sexual violence in emergencies ) に沿った GBV のモニタリングや調査研究が適切に行える人材の育成と確保。</p>	<p>業した者の数。</p> <p><b>(2)不処罰の終焉</b></p> <p>行動②女性に対する暴力防止・対策に資する法律や制度として、救済・保護に関する法律や制度の必要性を強調すべき。またセクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する法律、相談体制の整備も必要である。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備受講者数は指標として不適切のため削除</li> <li>・法律扶助による女性に対する暴力に対する訴訟支援数</li> <li>・警察、司法、それぞれに対するジェンダー研修の回数と受講人数</li> </ul> <p><b>(3)人材育成</b></p> <p>女性および女児の保護および特別なニーズ対応のための人材育成を強化</p> <p>～要員は、ジェンダーに基づく暴力などの人権侵害を受けた女性および女児を保護し、(以下同様)。</p> <p>行動①「～、今後もジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待防止、DoNoHarm についてカリキュラムに入れる等、～」。</p> <p>行動③《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーに基づく暴力・性的搾取・虐待防止等関連講師の～。</li> </ul> <p>(以下、項目追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PKO における女性文民職員の増加</li> <li>・PKO 派遣要員だけでなく後方支援要員と関連部局の教育・訓練</li> <li>・訓練に DoNoHarm、被害者保護を入れること</li> <li>・事件発生時の報告体制の構築と処罰の徹底</li> <li>・紛争下・後の活動アクターによる被害者保護体制の構築</li> </ul>			
<p>4.復旧・復興支援</p>	<p><b>(全体に関する意見)</b></p> <p>ジェンダー視点を取り入れることで、男性・女性、双方を含む社会全体への裨益が期待されることに言及する</p>	<p><b>(全体に関する意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて「人道・復興支援」とする</li> </ul> <p><b>(1)女性の特別なニーズ対応、雇用創出、エンパワメント</b></p> <p>「同時に、子育てや介護を行いながら就労する女性へのケア労働を減らす施策を同時に導入することが不可欠である」を挿入</p> <p><b>(2)母子保健・教育</b></p>	<p><b>(全体に関する意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の意思決定への参加支援</li> <li>・GBV 訴追</li> <li>・複合差別を考慮し、マイノリティ女性の意思決定への参画を推進すること。</li> </ul>	<p><b>(2)母子保健・教育</b></p> <p>行動①行動②《指標》いずれも具体性に欠ける。</p>	

		<p>「母子保健を含むセクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)」とする</p> <p>行動①コミットメント実施状況として、具体的に提示すべき</p> <p>分娩時におけるスキルド・バース・アテンダントの数</p> <p>妊産婦死亡率</p> <p>中絶件数</p> <p>HIV検査数</p> <p>性感染者数 等</p>			
追加項目			「5. モニタリング・評価」を追加する	<p>5. モニタリング・見直し</p> <p>(1)行動計画策定後のモニタリング・見直し</p> <p>①モニタリング・見直しについて委員会等の機関を設置する。その機関には、NGO が参加する。</p> <p>②指標を踏まえて、実施状況のモニタリングを行い、計画策定から1年毎に進捗状況レポートを作成する。</p> <p>③行動計画は、3年後に見直しを行う。</p> <p>③女子差別撤廃条約に基づく定期報告書作成にあたっては、本行動計画の実施状況についての情報を含める。</p>	